

富山県条例第2号

富山県手話言語条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 手話の普及等（第7条—第16条）

第3章 富山県手話施策推進協議会（第17条）

附則

手話は、音声言語とは異なる語彙及び文法体系を有し、ろう者がその意思や感情等を手や指の動き、表情などにより視覚的に表現する言語である。

我が国の手話は、明治時代に始まり、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきた。

大正時代以降、音声言語である日本語の使用がより重視されるようになり、発音発語と読話の訓練を中心とする口話法がろう教育に導入される一方、ろう学校における手話の使用は制約されることになった。しかしながら、ろう者は、言語である手話を誇りを持ち、その理解と普及の促進に取り組んできた。

このような中、平成18年の国際連合総会において、障害者団体の参加の下に、障害者の権利に関する条約が採択され、手話は音声言語と同じく言語であることが国際的に認知されることとなった。我が国においても、平成23年に改正された障害者基本法において言語に手話を含むことが規定され、さらに、平成26年には障害者の権利に関する条約が批准された。

また、本県では、平成26年に、全ての県民が障害の有無によって分け隔てされることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会づくりを進めため、障害者団体等の意見を踏まえた、障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例を制定し、障害に対する知識や理解を深め、障害を理由とする差別の解消に取り組んできている。今後、法令やこの条例と相まって、手話に対する理解の促進、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を図ることが必要である。

ここに、ろう者が手話により意思疎通を行う権利が尊重されるとともに、ろう者とろう者以外の者が相互に理解し共生する富山県づくりを目指して、この条例を制

定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及等に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに県民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、手話の普及等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 聰覚障害者のうち、手話を言語として使用して日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (2) 手話の普及等 手話に対する理解の促進、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備をいう。

(基本理念)

第3条 手話の普及等は、手話が独自の体系を有する言語であって、ろう者が豊かな人間性を涵養し、^{かん}知的かつ心豊かな生活を営むために受け継がれてきた言語活動の文化的所産であることについての県民の認識の下に、行われなければならない。

2 手話の普及等は、ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める手話の普及等に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話の普及等に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、市町村、関係機関及び関係団体（以下「市町村等」という。）と連携し、及び協力して、手話の普及等の促進に努めるものとする。
- 3 県は、市町村が手話の普及等に関する施策を実施する場合は、当該市町村に対

して情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

- 4 県は、手話の普及等に関する施策の推進に当たっては、ろう者及び手話通訳者等（手話通訳者及び手話の普及等に関係する者をいう。以下同じ。）の協力を得るよう努めるものとする。
- 5 県は、手話の普及等に関する施策の推進に当たっては、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去について必要かつ合理的な配慮をするものとする。

（県民等の役割）

第5条 県民は、基本理念について理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 ろう者及びろう者の団体（以下「ろう者等」という。）は、基本理念にのっとり、県が実施する手話の普及等に関する施策に協力するとともに、手話の普及等の促進に努めるものとする。
- 3 手話通訳者は、基本理念にのっとり、その職務に係る倫理と知識を保持し、県が実施する手話の普及等に関する施策に協力するとともに、手話通訳に関する技術の向上及び手話の普及等の促進に努めるものとする。
- 4 手話の普及等に関係する者は、基本理念にのっとり、県が実施する手話の普及等に関する施策に協力するとともに、手話の普及等の促進に努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して合理的な配慮をするよう努めるものとする。

第2章 手話の普及等

（施策の策定、推進等）

第7条 知事は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、手話の普及等に関する施策を策定し、及びこれを総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により手話の普及等に関する施策を策定しようとは、あらかじめ、第17条の富山県手話施策推進協議会の意見を聴かなければならぬ。
- 3 前項の規定は、第1項に規定する施策の変更について準用する。

4 知事は、第 1 項に規定する施策の実施状況を公表するものとする。

(相談及び意思疎通の支援体制の整備)

第8条 県は、市町村等と連携して、手話通訳者を派遣し、ろう者、その家族その他の関係者からの相談に応じ、及びろう者等への情報提供を行う拠点施設に対する支援を行うとともに、手話通訳者による意思疎通の支援を受けられる体制の整備を図るものとする。

2 県は、聴覚障害者である乳児又は幼児及びその保護者に対して、手話に関する情報の提供、相談、訓練その他必要な支援を行う体制の整備を図るものとする。

(手話による情報発信等)

第9条 県は、ろう者等が円滑に県政に関する情報を取得することができるよう、手話による情報発信を行うものとする。

2 県は、災害その他非常の事態において、ろう者が手話により安全を確保するため必要な情報を迅速かつ的確に取得し、及び円滑に意思疎通を図ることができるよう、市町村等との連携その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(観光旅行者等への対応)

第10条 県は、ろう者である観光旅行者その他の滞在者が安心して県内に滞在することができるよう、手話の普及等に努めるものとする。

(手話通訳者の確保、養成等)

第11条 県は、市町村等と連携し、手話通訳者及びその指導者の確保及び養成並びに手話通訳に関する技術の向上を図るものとする。

(事業者への支援)

第12条 県は、第 6 条の規定により手話の使用に関して合理的な配慮を行う事業者に対して、情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

(手話を学ぶ機会の確保等)

第13条 県は、市町村等、ろう者等及び手話通訳者等と協力して、県民が手話を学ぶ機会の確保等を図るものとする。

2 県は、基本理念について理解を深め、手話に関する技術の向上のための取組を推進するため、その職員が手話に関し学習する機会の確保に努めるものとする。

(学校における手話の普及)

第14条 県は、聴覚障害者である幼児、児童又は生徒（以下この条において「ろう

児」という。)が通学する学校において、当該ろう児が手話を学習し、手話により教育が受けられるよう、当該学校の教職員の手話に関する技術の向上のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、ろう児及びその保護者に対する手話に関する学習の機会の提供、手話を使用した教育に関する相談その他必要な支援に関する措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、市町村等、ろう者等及び手話通訳者等と協力して、学校において、基本理念及び手話に対する理解を深めるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(手話に関する調査研究)

第15条 県は、ろう者等及び手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、手話の普及等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 富山県手話施策推進協議会

第17条 次に掲げる事務を行わせるため、富山県手話施策推進協議会を置く。

(1) 第7条第2項の規定により知事に意見を述べること。

(2) この条例の施行に関し必要な事項について知事に意見を述べること。

2 富山県手話施策推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(障害福祉課)

富山県条例第3号

富山県中小企業融資制度に係る事業の再生のための措置に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、富山県信用保証協会(以下「保証協会」という。)に対して富山県(以下「県」という。)が有する中小企業融資制度に係る回収納付金を受

け取る権利の放棄に関する事項を定めることにより、中小企業者等の事業の再生の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第20条第4項に規定する中小企業者等をいう。
- (2) 求償権 保証協会が信用保証協会法第8条第1項に規定する業務方法書に従い同法第20条第1項第1号に規定する債務の保証をした場合において、その保証に係る債務（以下「保証債務」という。）を履行することにより取得する中小企業者等に対する債権をいう。
- (3) 求償権の放棄等 求償権の放棄又は不等価譲渡（求償権の金額に満たない額で譲渡することをいう。）をいう。
- (4) 損失補償契約 県と保証協会との間の契約であって、保証協会が保証債務を履行した際に生じた損失に対して県が補償を行うことを定めたものをいう。
- (5) 回収納付金 保証協会が損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権を行使することによって回収金を取得した場合において、当該回収金のうち県に納付しなければならないものをいう。

(回収納付金を受け取る権利の放棄)

第3条 知事は、保証協会から、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等の申出を受けた場合は、当該申出が次に掲げる計画のいずれかに基づくものであって、かつ、当該求償権の放棄等が当該計画に係る中小企業者等の事業の再生に資すると認められるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄することができる。

- (1) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第128条第1項に規定する中小企業再生支援協議会の同条第5項の規定による決定又は助言に従い同法第127条第2項に規定する認定支援機関が行う同項第1号に規定する指導又は助言に基づき策定された再生に関する計画
- (2) 産業競争力強化法第133条第1号の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合の支援に基づき策定された再生に

に関する計画

- (3) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第133条第2号の規定により行う同法第127条第2項第1号の指導又は助言に基づき策定された再生に関する計画
- (4) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第132号)第53条第1項第2号に規定する特定協定銀行である株式会社整理回収機構の支援に基づき策定された再生に関する計画
- (5) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)第3条第1項の規定により行われた調停(同法第17条第1項に規定する調停条項を定めたものを除く。)又は民事調停法(昭和26年法律第222号)第17条の決定(特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第20条の規定により同法第17条第2項に規定する内容が定められているものに限る。)に基づき策定された再生に関する計画
- (6) 株式会社地域経済活性化支援機構が株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号)第25条第4項に規定する再生支援決定又は同法第32条の2第3項の規定による特定支援決定を行った事業者に係る再生に関する計画
- (7) 前各号に掲げる計画に準ずるものであって、中小企業者等の事業の再生に資すると知事が認めるもの
(報告)

第4条 知事は、前条の規定により回収納付金を受け取る権利を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(経営支援課)

富山県条例第4号

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年富山県条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第1 第27項中第18号から第22号までを削り、第23号を第18号とする。

別表第2 第4の2項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（市町村支援課）

富山県条例第5号

富山県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

富山県住民基本台帳法施行条例（平成14年富山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表」を「別表第1」に改める。

第9条を第11条とし、第3条から第8条までを2条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の2条を加える。

（本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び提供に係る事務）

第3条 法第30条の15第2項第2号に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）は別表第2の左欄に掲げる執行機関とし、同号に規定する条例で定める事務は同表の右欄に掲げる事務とする。

（知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第4条 知事が行う法第30条の15第2項（第2号に係る部分に限る。）の規定による同条第1項に規定する都道府県知事保存本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に当該都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法により行うものとする。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条関係）

提供を受ける知事以外の執行機関	事務
-----------------	----

公安委員会	道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第4項の規定による命令、同条第6項の規定による通知、同条第13項の規定による督促又は同条第14項の規定による徴収に関する事務であつて規則で定めるもの
-------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(市町村支援課)

富山県条例第6号

富山県職員定数条例の一部を改正する条例

富山県職員定数条例（昭和27年富山県条例第3号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中「998人」を「1,006人」に、「2,865人」を「2,825人」に、「578人」を「574人」に、「8,092人」を「8,056人」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(人事課)

富山県条例第7号

富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第8の備考中「ホテル営業及び同条第3項に規定する旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

附 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。

(人事課)

富山県条例第 8 号

富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例

富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例（昭和48年富山県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「及び附則第 5 項」を「、附則第 5 項及び第 8 項」に改める。

附則に次の見出し及び 3 項を加える。

（東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための警察職員業務手当の特例）

- 7 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第 156 号）第15条第 2 項の規定による原子力緊急事態宣言があつた場合で、地方警察職員が同法第17条第 9 項に規定する緊急事態応急対策実施区域等を考慮して人事委員会規則で定める区域において作業に従事したときは、勤務 1 日につき 20,000 円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額の警察職員業務手当を支給する。
- 8 地方警察職員が、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和36年法律第 223 号）第28条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（東日本大震災を除く。次項において「特定大規模災害」という。）に対処するため、死体の収容等の作業で人事委員会規則で定めるものに従事したときは、勤務 1 日につき 2,000 円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額の警察職員業務手当を支給する。
- 9 地方警察職員が特定大規模災害に対処するため、第39条第 1 項第11号の作業に引き続き 5 日以上従事した場合における同号の規定による警察職員業務手当の額は、同条第 2 項第 1 号の規定にかかわらず、同号に定める額に 840 円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を加算した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（人 事 課）

富山県条例第9号

富山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

富山県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「100,000分の41」を「100,000分の40」に改める。

附則中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

（拠出率の特例）

2 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条中「100,000分の40」とあるのは、「零」とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（厚生企画課）

富山県条例第10号

富山県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

富山県国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年富山県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「政令」という。）に定めるもののほか、法第81条の2第1項の規定により設置される富山県国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）の管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

第4条中「一般会計」を「富山県国民健康保険特別会計」に改める。

第6条を第9条とし、第5条の次に次の3条を加える。

（基金の処分）

第6条 基金は、法第81条の2第1項各号に掲げる事業の財源に充てる場合又は同条第2項の規定による取崩しを行う場合に限り、処分することができる。

(条例で定める特別の事情)

第7条 政令第17条第1項の条例で定める特別の事情は、災害その他の事情であって多数の被保険者の生活に著しい支障を及ぼすものとする。

(財政安定化基金拠出金の負担)

第8条 各年度において知事が法第81条の2第4項の規定により市町村から徴収する財政安定化基金拠出金は、政令第17条第1項に規定する基金事業交付金の交付を受けた市町村が負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定によることが適当でないと知事が認めるときは、財政安定化基金拠出金は、全ての市町村が負担するものとする。

3 前項の場合において、各市町村が負担する財政安定化基金拠出金の額は、政令第9条第1項の規定の例により、知事が算定する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(基金の処分の特例)

2 第6条の規定にかかわらず、基金は、平成30年4月1日から平成36年3月31日までの間、法附則第25条に規定する費用の財源に充てる場合は、これを処分することができる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(厚生企画課)

富山県条例第11号

富山県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

富山県介護保険財政安定化基金条例（平成12年富山県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「100,000分の39」を「100,000分の42」に改める。

附則第2項中「平成27年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成30年4月1日から平成33年3月31日まで」に、「100,000分の39」を「100,000分の42」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(高齢福祉課)

富山県条例第12号

富山県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

富山県子育て支援対策臨時特例基金条例（平成21年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成30年5月31日」を「平成33年5月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(子ども支援課)

富山県条例第13号

富山県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

富山県消費者行政活性化基金条例（平成21年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(基金の処分の特例)

3 第6条の規定にかかわらず、基金は、その属する現金を国庫に返納する場合は、これを処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(県民生活課)

富山県条例第14号

富山県環境保全基金条例の一部を改正する条例

富山県環境保全基金条例（平成2年富山県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2項を加える。

4 知事は、前条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な事業の財源に充てる場合に限り、基金の処分をすることができる。

5 前項の規定により処分が行われたときは、基金の額は、処分額相当額減少するものとする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(環境政策課)

富山県条例第15号

富山県特別会計条例の一部を改正する条例

富山県特別会計条例（昭和39年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中第19号を第20号とし、第5号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 富山県国民健康保険特別会計 国民健康保険事業の運営

第2条中「第12号」を「第13号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(財政課)

富山県条例第16号

富山県手数料条例の一部を改正する条例

富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の7の項中「2,800円」を「2,900円」に改め、同表の9の項中「1,800円」を「1,900円」に改め、同表の10の項中「5,000円」を「6,500円」に、「3,400円」を「4,500円」に、「2,700円」を「3,600円」に改め、同表の

13の項中「2,800円」を「2,900円」に改め、同表の15の項中「1,800円」を「1,900円」に改め、同表の16の項中「5,000円」を「5,700円」に、「3,400円」を「3,800円」に改め、同表の35の項及び36の項中「経営」を「営業」に改め、同表の68の項中「220円」を「210円」に、「4円」を「3円」に改め、同表の95の項中「19,000円」を「17,000円」に改め、同表の100の6の項を同表の100の9の項とし、同表の100の5の項を同表の100の8の項とし、同表の100の4の項の次に次のように加える。

100の5 土壤汚染対策法第27条の 2 第1項の規定に基づく汚染土壤 処理業の譲渡及び譲受の承認の申 請に対する審査	汚染土壤処理業譲 渡及び譲受承認申 請手数料	120,000円
100の6 土壤汚染対策法第27条の 3 第1項の規定に基づく汚染土壤 処理業者である法人の合併 又は分割承認申請 割の承認の申請に対する審査	汚染土壤処理業者 である法人の合併 又は分割承認申請 手数料	120,000円
100の7 土壤汚染対策法第27条の 4 第1項の規定に基づく汚染土壤 処理業の許可を受けた地位の承継 の承認申請に対する審査	汚染土壤処理業の 許可を受けた地位 の承継の承認申請 手数料	120,000円

別表第1の105の5の項の次に次のように加える。

105の6 廃棄物の処理及び清掃に 関する法律第12条の7第1項の規 定に基づく2以上の事業者による 産業廃棄物の処理に係る特例の認 定の申請に対する審査	2以上の事業者に よる産業廃棄物処 理特例認定申請手 数料	147,000円
105の7 廃棄物の処理及び清掃に 関する法律第12条の7第7項の規 定に基づく2以上の事業者による 産業廃棄物の処理に係る特例の認 定に係る事項の変更の認定の申請 に対する審査	2以上の事業者に よる産業廃棄物処 理特例変更認定申 請手数料	134,000円

別表第 1 の 118 の 12 の項中「75,000円」を「67,000円」に改め、同表の 212 の 7 の項の次に次のように加える。

212 の 8 介護保険法第 107 条第 1 項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の申請に対する審査	介護医療院開設許可申請手数料	63,000円
212 の 9 介護保険法第 107 条第 2 項の規定に基づく介護医療院の変更の許可の申請に対する審査	介護医療院変更許可申請手数料	33,000円

別表第 1 の 323 の項中「又は第13項ただし書」を「、第13項ただし書又は第14項ただし書」に改め、同表の 349 の項中「16,900円」を「17,700円」に改め、同表の 371 の項中「37,700円」を「33,900円」に改め、同表の 372 の項中「17,000円」を「15,000円」に改め、同表の 388 の項の次に次のように加える。

388 の 2 不動産特定共同事業法第 41 条第 1 項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録申請に対する審査	小規模不動産特定共同事業の登録申請手数料	60,000円
388 の 3 不動産特定共同事業法第 41 条第 3 項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の更新の申請に対する審査	小規模不動産特定共同事業の登録更新申請手数料	60,000円

別表第 1 の 409 の項中「11,000円」を「9,900円」に改め、同表の 411 の項中「15,000円」を「13,000円」に、「11,700円」を「10,000円」に改め、同表の 415 の 5 の項中「8,000円」を「8,700円」に改め、同表の 420 の項中「2,400円」を「2,100円」に改め、同表の 422 の項中「25,000円」を「22,000円」に改め、同表の 427 の項中「4,600円」を「5,400円」に改め、同表の 432 の項中「1,600円」を「1,800円」に改め、同表の 433 の項中「2,200円」を「1,900円」に改め、同表の 437 の 8 の項中「2,000円」を「1,800円」に改め、同表の 440 の 2 の項中「4,050円」を「3,900円」に、「6,700円」を「6,400円」に、「3,850円」を「3,750円」に、「4,750円」を「4,550円」に改め、同表の 441 の項中「3,000円」を「2,850円」に、「1,450円」を「1,400円」に改め、同表の 442 の項及び

443の項中「1,100円」を「1,150円」に改め、同表の443の2の項中「650円」を「750円」に改め、同表の443の3の項中「第97条の2第1項第3号イ」の次に「、第101条の4第2項又は第101条の7第3項」を加え、「講習30分につき350円」を「1,400円（道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習における指導に必要な能力を有すると富山県公安委員会が認めた者にあっては、800円）」に改める。

別表第1の444の項中「1,100円」を「1,150円」に改め、同表の445の項中「23,100円」を「23,400円」に改め、同表の446の項中「1,100円」を「1,150円」に改め、同表の447の項中「14,600円」を「14,550円」に改め、同表の448の項中「4,650円」を「4,400円」に改め、同表の449の項を次のように改める。

449 道路交通法第101条第1項、 第101条の2第1項又は第101条 の2の2第1項の規定に基づく運 転免許証の更新	運転免許更新手数 料	(1) 道路交通法第101条 第1項又は第101条 の2第1項の規定により 免許証の更新の申請を する場合 2,500円 (2) 道路交通法第101条 の2の2第1項の規定 により免許証の更新の 申請をする場合 2,550円
-----------------------------------------------------------------------	---------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第1の449の3の項及び449の4の項中「1,000円」を「1,100円」に改め、同表の450の項中「2,400円」を「2,350円」に改め、同表の451の項中「2,100円」を「1,950円」に、「() 講習1時間につき4,100円」を「() 講習1時間につき4,450円」に、「3,400円」を「3,500円」に、「2,450円」を「2,800円」に、「もの 講習1時間につき4,100円」を「もの 講習1時間につき4,150円」に、「1,400円」を「1,500円」に、「1,300円」を「1,400円」に、「650円」を「750円」に、「つき2,400円」を「つき2,450円」に、「4,650円」を「5,100円」に、「7,550円」を「7,950円」に、「5,650円」を「5,800円」に、「2,000円」を「2,250円」に、「4,300円」を「4,450円」に、「もの 2,400円」を「もの 2,350円」に、「13,200円」を「12,500円」に、「1,900円」を「2,000円」に改め、同表の463の項及び467の項中「2,000円」を「1,800円」

に改め、同表の469の項中「13,000円」を「12,000円」に改め、同表の470の項中「1,900円」を「1,700円」に改め、同表の473の項中「1,500円」を「1,600円」に改め、同表の474の項中「1,000円」を「1,100円」に改める。

別表第3の1の項中「5,000円」を「6,500円」に、「3,400円」を「4,500円」に、「2,700円」を「3,600円」に、「財団法人消防試験研究センター」を「一般財団法人消防試験研究センター」に、「された」を「され、平成25年4月1日に一般財団法人に移行した」に改め、同表の2の項中「5,000円」を「5,700円」に、「3,400円」を「3,800円」に、「財団法人消防試験研究センター」を「一般財団法人消防試験研究センター」に改め、同表の4の項中「社団法人全国火薬類保安協会」を「公益社団法人全国火薬類保安協会」に、「された」を「され、平成25年4月1日に公益認定（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条に規定する公益認定をいう。10の項において同じ。）を受けた」に改め、同表の10の項中「16,900円」を「17,700円」に、「財団法人建築技術教育普及センター」を「公益財団法人建築技術教育普及センター」に、「された」を「され、平成25年4月1日に公益認定を受けた」に改め、同表の11の項中「財団法人不動産適正取引推進機構」を「一般財団法人不動産適正取引推進機構」に、「された」を「され、平成25年4月1日に一般財団法人に移行した」に改め、同表の12の項中「財団法人保安電子通信技術協会」を「一般財団法人保安通信協会」に、「された」を「され、平成24年4月1日に一般財団法人に移行した」に改め、同表の14の項中「2,400円」を「2,450円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1の7の項、9の項、10の項、13の項、15の項及び16の項並びに別表第3の1の項の改正規定（「5,000円」を「6,500円」に、「3,400円」を「4,500円」に、「2,700円」を「3,600円」に改める部分に限る。）及び2の項の改正規定（「5,000円」を「5,700円」に、「3,400円」を「3,800円」に改める部分に限る。） 平成30年5月1日

(2) 別表第1の35の項及び36の項の改正規定 平成30年6月15日

(3) 別表第1に388の2の項及び388の3の項を加える改正規定並びに別表第3の1の項の改正規定（第1号に掲げる改正規定を除く。）、同表の2の項の改正規定（同号に掲げる改正規定を除く。）、同表の4の項の改正規定、同表の10の項の改正規定（「16,900円」を「17,700円」に改める部分を除く。）、同表の11の項及び12の項の改正規定 公布の日
(経過措置)

2 この条例の施行の際現になされている申請、申込み等に係る手数料の額については、この条例による改正後の別表第1及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(財政課)

富山県条例第17号

富山県税条例の一部を改正する条例

富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第75条の次に次の1条を加える。

（家庭的保育事業等の用に供する家屋に対する不動産取得税の課税標準の特例）

第75条の2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項の規定により同法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の3分の2に相当する額を価格から控除するものとする。

2 児童福祉法第34条の15第2項の規定により同法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の3分の2に相当する額を価格から控除するものとする。

3 児童福祉法第34条の15第2項の規定により同法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業（利用定員が5人以下であるものに限る。）の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限

る。) の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の 3 分の 2 に相当する額を価格から控除するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第75条の 2 の規定は、平成29年 4 月 1 日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(税務課)

富山県条例第18号

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例（昭和39年富山県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 号中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「第 7 条第 1 項」を「第 6 条」に、「集積区域（）」を「促進区域（）」に、「同意集積区域」を「促進区域」に改める。

第 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に、「ホテル用、旅館用」を「旅館・ホテル用」に改める。

第 3 条の見出し中「同意集積区域」を「促進区域」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

促進区域内において平成29年 9 月 29 日から平成35年 3 月 31 日までの期間内に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第14条第 2 項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従つて同意基本計画において同法第 2 条第 1 項に規定する地域経済牽引事業として定められた医薬品関連産業、電子デバイス関連産業、ものづくり産業、クリエイティブ産業、情報通信技術関連産業、

食料品・飲料製造関連産業又は物流関連産業に属する事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定するもの（取得価額の合計額が1億円（食料品・飲料製造関連産業に係るものにあっては、5,000万円）を超えるものに限る。以下この条において「対象施設」という。）を設置した者（前条の規定による課税免除の適用を受ける者を除く。）に対して課する次の各号に掲げる県税については、それぞれ当該各号に定めるところにより課税をしない。

第3条第1号及び第2号中「平成25年4月1日」を「平成29年9月29日」に改める。

第4条の2第1項各号列記以外の部分中「第5条第19項」を「第5条第18項」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成30年6月15日から施行する。

2 この条例による改正後の第3条の規定は、平成29年9月29日以後に設置される施設について適用する。

（経過措置）

3 平成30年3月31日までに、この条例による改正前の第1条第2号に規定する同意集積区域においてこの条例による改正前の第3条に規定する施設を設置した者に対して課すべき不動産取得税又は県固定資産税については、なお従前の例による。

（税務課）

富山県条例第19号

高志の国文学館条例等の一部を改正する条例

（高志の国文学館条例の一部改正）

第1条 高志の国文学館条例（平成23年富山県条例第41号）の一部を次のように改

正する。

別表第1の1の表の備考以外の部分を次のように改める。

区分	金額（1人1回につき）
個人	200円
20人以上の団体	160円

別表第1の1の表の備考中「及び」を「、大学の学生及び」に改める。

（富山県立山カルデラ砂防博物館条例の一部改正）

第2条 富山県立山カルデラ砂防博物館条例（平成10年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表の備考以外の部分を次のように改める。

区分	観覧料（1人1回につき）
個人	400円
20人以上の団体	320円

別表の1の表の備考の2中「及び」を「、大学の学生及び」に改める。

（富山県美術館条例の一部改正）

第3条 富山県美術館条例（昭和55年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表の備考以外の部分を次のように改める。

区分	常設展示観覧料（1人1回につき）
個人	300円
20人以上の団体	240円

別表第1の表の備考中「及び」を「、大学の学生及び」に改める。

（富山県水墨美術館条例の一部改正）

第4条 富山県水墨美術館条例（平成10年富山県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表の備考以外の部分を次のように改める。

区分	金額（1人1回につき）
個人	200円
20人以上の団体	160円

別表の1の表の備考中「及び」を「、大学の学生及び」に改める。

(富山県立山博物館条例の一部改正)

第5条 富山県立山博物館条例（平成3年富山県条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表の1の(1)の表の備考以外の部分を次のように改める。

区分	金額（1人1回につき）	
	個人	20人以上の団体
展示館	300円	240円
遙望館	100円	80円
まんだら遊苑	400円	320円

別表の1の(1)の表の備考の3中「及び」を「、大学の学生及び」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(文化振興課)

富山県条例第20号

富山県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

富山県旅館業法施行条例（昭和33年富山県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「営業施設」を「旅館業の施設」に改める。

第5条及び第6条を削る。

第7条第1項各号列記以外の部分中「営業施設」を「旅館業の施設」に改め、同項第1号中「配ぜん室」を「配膳室」に、「毎日1回以上」を「定期的に」に改め、同条第2項第2号中「消毒、加熱、乾燥等の」を削り、同条を第5条とする。

第8条を第6条とし、第9条を第7条とし、第10条を第8条とする。

第11条を削り、第12条を第9条とする。

第13条第1項各号列記以外の部分中「第1条第1項第11号」を「第1条第1項第8号」に、「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同項中第1号から第5号までを削り、第6号を第1号とし、第7号を第2号とし、同項第8号中イ及びウを削り、エをイとし、同号を同項第3号とし、同項第9号ウ中「共用の便所」を「共同便所」に改め、「専ら客が利用するものとし、当該便所には」を削り、「それぞれ規則で定める」を「適当な」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分中「第1条第3項第7号」を「第1条第2項第7号」に、「第1項第4号から第8号まで並びに第9号ア及びイ」を「前項第1号から第3号まで並びに第4号ア及びイ」に改め、同項各号を次のように改め、同項を同条第2項とする。

(1) 法第3条第1項の許可の申請に当たつて宿泊者の数を10人以上とする場合

前項第4号ウの要件を備えていること。

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 共同便所を設ける場合は、適當な数の便器を設けること。

第13条第4項各号列記以外の部分中「第1条第4項第5号」を「第1条第3項第5号」に、「第1項第4号、第5号及び第7号から第9号まで」を「第1項第2号から第4号まで」に、「次のとおり」を「収容定員に応じた十分な広さの客室を有すること」に改め、同項各号を削り、同項を同条第3項とし、同条を第10条とする。

第14条中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、「第5条、第11条又は」を削り、同条を第11条とする。

附 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。

(生活衛生課)

富山県条例第21号

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第74号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第45条—第49条）」を「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第44条の2—第44条の4）」に、

「第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第45条—第49条）」に、

「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第96条—第98条）」を

「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第95条の2—第95条の5）」に、

「第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第96条—第98条）」に、

「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第111条・第112条）」を

「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第110条の2—第110条の4）

「第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第111条・第112条）」に、

「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第132条—第133条）」を

「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第131条の2—第131条の4）」に、

「第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第132条—第133条）」に、

「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第142条—第143条）」を

「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第141条の2—第141条の4）」に、

「第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第142条—第143条）」に、

「第150条」を「第149条の2」に、「第12章 共同生活援助」を

「第12章 就労定着支援

「第1節 基本方針（第176条の2）」

「第2節 人員に関する基準（第176条の3・第176条の4）」

「第3節 設備に関する基準（第176条の5）」

「第4節 運営に関する基準（第176条の6—第176条の12）」

「第13章 自立生活援助

に、

「第1節 基本方針（第176条の13）」

「第2節 人員に関する基準（第176条の14・第176条の15）」

「第3節 設備に関する基準（第176条の16）」

第 4 節 運営に関する基準（第 176 条の 17—第 176 条の 20）

第 14 章 共同生活援助

」

「第 5 節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、
設備及び運営に関する基準

」

を

「第 5 節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、
設備及び運営に関する基準

第 1 款 この節の趣旨及び基本方針（第 193 条の 2・第 193 条の 3）

第 2 款 人員に関する基準（第 193 条の 4・第 193 条の 5）

第 3 款 設備に関する基準（第 193 条の 6）

第 4 款 運営に関する基準（第 193 条の 7—第 193 条の 11）

第 6 節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、
設備及び運営に関する基準

」

に、「第 193 条の 2・第 193 条の 3」を「第 193 条の 12・第 193 条の 13」に、「第 193 条の 4・第 193 条の 5」を「第 193 条の 14・第 193 条の 15」に、「第 193 条の 6」を「第 193 条の 16」に、「第 193 条の 7—第 193 条の 12」を「第 193 条の 17—第 193 条の 22」に、「第 13 章」を「第 15 章」に、「第 14 章」を「第 16 章」に改める。

第 1 条中「同じ。」の次に「、第 41 条の 2 第 1 項各号」を加える。

第 2 条第 2 項第 2 号中「第 5 条第 21 項」を「第 5 条第 23 項」に改め、同項第 16 号中「指定放課後等デイサービスの事業」の次に「、指定通所支援基準条例第 81 条の 2 に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を加え、同号を同項第 17 号とし、同項中第 15 号を第 16 号とし、第 14 号を第 15 号とし、第 13 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 共生型障害福祉サービス 法第 41 条の 2 第 1 項の申請に係る法第 29 条第 1 項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。

第 3 条第 1 項中「第 12 章」を「第 14 章」に改める。

第 6 条第 1 項中「第 193 条の 2 及び第 193 条の 10 第 2 項」を「第 193 条の 12 及び第 193 条の 20 第 2 項」に改める。

第 49 条中「前節」を「第 4 節」に改める。

第 2 章中第 5 節を第 6 節とし、第 4 節の次に次の 1 節を加える。

第 5 節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第44条の2 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型居宅介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者（富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第66号。以下「指定居宅サービス基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定訪問介護事業所（指定居宅サービス基準条例第6条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護（指定居宅サービス基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第44条の3 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型重度訪問介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。
 - (2) 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
- (準用)

第44条の4 第5条（第3項及び第4項を除く。）、第6条第2項及び第3項、第7条並びに前節（第44条を除く。）の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。

第80条第1項第2号中「第14章」を「第16章」に改める。

第87条の次に次の 1 条を加える。

(職場への定着のための支援の実施)

第87条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から 6 月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第96条第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- (1) 指定通所介護事業者等であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が 3 平方メートル以上であること。

第97条各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。以下この条、第 111 条、第 132 条の 2 及び第 142 条の 2 において同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。以下この条、第 111 条、第 132 条の 2 及び第 142 条の 2 において同じ。）のうち、通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第 1 項に規定する通いサービスを除く。以下この条、第 111 条、第 132 条の 2 及び第 142 条の 2 において同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第 111 条、第 132 条の 2 及び第 142 条の 2 において同じ。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

第97条第 1 号中「指定地域密着型サービス基準第63条第 1 項又は第 171 条第 1 項に規定する登録者をいう。以下」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第44条

第1項に規定する登録者を除く。第132条の2及び第142条の2において」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下）を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第111条、第132条の2及び第142条の2において）に改め、同条第2号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第3号中「指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号又は第175条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。以下」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第2項第1号に規定する居間及び食堂を除く。第132条の2及び第142条の2において」に改める。

第4章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準）

第95条の2 生活介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型生活介護」という。）の事業を行う指定児童発達支援事業者（指定通所支援基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準条例第73条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。第194条において同じ。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第73条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。第194条において同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）の従業者の員数が当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援（指定通所支援基準条例第5条に規定する指定児童発達支援をいう。）又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第72条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）（以下「指定児童発達支援等」という。）を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第95条の3 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス基準条例第102条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準第22条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積を、指定通所介護（指定居宅サービス基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第95条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護

事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）（第131条の2に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（第141条の2に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援（指定通所支援基準条例第55条の3に規定する共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第78条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第131条の3及び第141条の3において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、サテライト型指定看護小規模

多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第 171 条第 8 項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第 44 条第 7 項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第 97 条において同じ。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあっては、18人）以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第 62 条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第 170 条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第 43 条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第 63 条第 1 項若しくは第 171 条第 1 項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第 44 条第 1 項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の 1 日当たりの上限をいう。以下この条、第 131 条の 3 及び第 141 条の 3 において同じ。）を登録定員の 2 分の 1 から 15 人（登録定員が 25 人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては 12 人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26 人又は 27 人	16 人
28 人	17 人
29 人	18 人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第 67 条第 2 項第 1 号若しくは第 175 条第 2 項第 1 号に規定する居間及

び食堂をいう。以下同じ。)は、機能を十分に發揮しうる適當な広さを有すること。

- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第95条の5 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第43条の2、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第79条、第81条及び前節(第95条を除く。)の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

第100条第1項第2号中「又は第193条の4第1項」を「、第193条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は第193条の14第1項」に改め、同号ア中「又は第193条の2」を「、第193条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助又は第193条の12」に改め、「する指定共同生活援助事業所をいう。」の次に「、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所(第193条の4第1項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。)」を加え、「第193条の4第1項」を「第193条の14第1項」に改め、同条第2項第2号中「である」を「(第193条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。)である」に改め、同号ア中「を提供」を「(第193条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。)を提供」に、「の利用者の数及び」を「(日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。以下このアにおいて同じ。)の利用者の数及び」に改め、同条第3項第1号中「第178条第1項に規定する指定共同生活援助事業所、第193条の4第1項に規定する」を「指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、」に改め、同号ア中「第193条の2」の次に「に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助、第

193 条の12」を加える。

第 109 条第 2 号中「第 193 条の 4 第 1 項」を「第 193 条の14第 1 項」に改める。

第 111 条第 1 号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第 2 号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第 5 章中第 5 節を第 6 節とし、第 4 節の次に次の 1 節を加える。

第 5 節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準)

第 110 条の 2 短期入所に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型短期入所」という。）の事業を行う指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス基準条例第 148 条第 1 項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業者（富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第67号。以下「指定介護予防サービス基準条例」という。）第 130 条第 1 項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス基準条例第 148 条第 1 項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定介護予防サービス基準条例第 130 条第 1 項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。）（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）の居室の面積を、指定短期入所生活介護（指定居宅サービス基準条例第 147 条に規定する指定短期入所生活介護をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス基準条例第 129 条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。）（以下「指定短期入所生活介護等」という。）の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が 10.65 平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介

護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第 110 条の 3 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室（指定地域密着型サービス基準第67条第2項第2号ハ若しくは第175条第2項第2号ハ又は指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第2項第2号ハに規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第63条第5項若しくは第171条第6項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第5項に規定する宿泊サービスをいう。次号において同じ。）の利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第 110 条の 4 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、第37条から第43条の2まで、第52条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第89条、第92条から第94条まで、第99条及び前節（第109条及び第110条を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

第 114 条第 4 項中「専任かつ」を削る。

第 120 条第 1 項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改める。

第 121 条の見出し中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第 1 項中「重度障害者等包括支援サービス利用計画（以下この章において「サービス利用計画」という。）」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項中「から第 3 項まで」を「及び第 2 項」に、「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第 4 項とする。

第 124 条中「、施行規則第 6 条の 7 第 1 号に規定する者に対して」を削る。

第 131 条中「第 88 条」を「第 87 条の 2」に改める。

第 132 条の 2 各号列記以外の部分中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第 1 号及び第 2 号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第 7 章中第 5 節を第 6 節とし、第 4 節の次に次の 1 節を加える。

第 5 節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第 131 条の 2 自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が 3 平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自

立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (3) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第131条の3 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、18人）以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に發揮しうる適當な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通りサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。

(5) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第 131 条の 4 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第43条の 2 、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第81条、第87条の 2 から第94条まで、第 124 条及び前節（第 131 条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第 134 条中「、施行規則第 6 条の 7 第 2 号に規定する者に対して」を削る。

第 141 条中「第88条」を「第87条の 2 」に改める。

第 142 条の 2 各号列記以外の部分中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第 2 号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第 8 章中第 5 節を第 6 節とし、第 4 節の次に次の 1 節を加える。

第 5 節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第 141 条の 2 自立訓練（生活訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（生活訓練）」といふ。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が 3 平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (3) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第141条の3 共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、18人）以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に發揮しうる適當な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援

を受けていること。

(準用)

第141条の4 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第43条の2、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第81条、第87条の2から第94条まで、第129条、第130条、第134条及び前節（第141条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第9章第4節中第150条の前に次の1条を加える。

(通勤のための訓練の実施)

第149条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第154条中「第86条」の次に「、第87条、第88条」を加える。

第14章を第16章とする。

第194条第1項中「（指定通所支援基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）」及び「（指定通所支援基準条例第73条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）」を削る。

第13章を第15章とする。

第186条第3項中「対して、」の次に「当該」を、「家事等」の次に「（指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）」を加える。

第193条の12中「第193条の12」を「第193条の22」に改め、第12章第5節第4款中同条を第193条の22とする。

第193条の11を第193条の21とし、第193条の8から第193条の10までを10条ずつ繰り下げる。

第193条の7第1項中「第193条の9」を「第193条の19」に改め、同条を第193条の17とする。

第12章第5節第3款中第193条の6を第193条の16とする。

第12章第5節第2款中第193条の5を第193条の15とし、第193条の4を第193条の14とする。

第12章第5節第1款中第193条の3を第193条の13とする。

第193条の2中「前節」を「第4節」に、「第193条の12」を「第193条の22」

に、「第193条の4第1項」を「第193条の14第1項」に改め、同条を第193条の12とする。

第12章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第193条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第193条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第193条の4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を5で除した数以上
- (2) 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援

型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 区分省令第 1 条第 4 号に規定する区分 3 に該当する利用者の数を 9 で除した数

イ 区分省令第 1 条第 5 号に規定する区分 4 に該当する利用者の数を 6 で除した数

ウ 区分省令第 1 条第 6 号に規定する区分 5 に該当する利用者の数を 4 で除した数

エ 区分省令第 1 条第 7 号に規定する区分 6 に該当する利用者の数を 2.5 で除した数

(3) サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数

ア 利用者の数が 30 以下 1 以上

イ 利用者の数が 31 以上 1 に、利用者の数が 30 を超えて 30 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて 1 以上の夜間支援従事者（夜間及び深夜の時間帯に勤務・（宿直勤務を除く。）を行う世話人又は生活支援員をいう。）を置くものとする。

3 第 1 項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第 1 項及び第 2 項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第 1 項及び第 2 項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、1 人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

第 193 条の 5 第 179 条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

(設備)

第193条の6 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は4人以上とする。
- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
- 4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、1つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、1つの建物の入居定員の合計は20人以下とする。
- 5 既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（知事が特に必要があると認めるときは30人）以下とすることができる。
- 6 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができます。
- 7 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 8 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。
- 9 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。
 - (1) 1の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができます。
 - (2) 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

第4款 運営に関する基準

(実施主体)

第 193 条の 7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第99条に規定する指定短期入所（第 100 条第 1 項に規定する併設事業所又は同条第 3 項に規定する単独型事業所に係るものに限る。）を行うものとする。

（介護及び家事等）

第 193 条の 8 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うように努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時 1 人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせてはならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

第 193 条の 9 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならぬ。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（協議の場の設置等）

第193条の10 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

（準用）

第193条の11 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第43条の2、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第139条の2、第181条から第185条まで及び第188条から第192条までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第193条の11において準用する第188条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第193条の11において準用する第183条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第193条の11において準用する第183条第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第193条の11において準用する第55条第1項」と、同項第2号中「第60条第1項」とあるのは「第193条の11において読み替えて準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第193条の11において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第193条の11において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第193条の11」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第193条の11において準用する第192条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第139条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を

受けている者を除く。)」と、同条第 2 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第 170 条の 2 第 2 項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

第12章を第14章とし、第11章の次に次の 2 章を加える。

第12章 就労定着支援

第1節 基本方針

第176条の2 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労定着支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として施行規則第 6 条の 10 の 2 に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、施行規則第 6 条の 10 の 3 に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第176条の3 指定就労定着支援の事業を行う者（以下「指定就労定着支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労定着支援事業所」という。）に置くべき就労定着支援員の数は、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を 40 で除した数以上とする。

2 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、当該指定就労定着支援の事業の利用者の数（当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型（以下「生活介護等」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条において同じ。）に応じて、次に掲げる員数を、サービス管理責任者として置くこととする。

(1) 利用者の数が60以下 1 以上

(2) 利用者の数が61以上 1 に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 前 2 項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第 1 項に規定する就労定着支援員及び第 2 項に規定するサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第 2 項に規定するサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第 176 条の 4 第52条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

第 3 節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第 176 条の 5 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第 4 節 運営に関する基準

(サービス管理責任者の責務)

第 176 条の 6 サービス管理責任者は、第 176 条の12において準用する第60条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。

(3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(実施主体)

第 176 条の 7 指定就労定着支援事業者は、過去 3 年間において平均 1 人以上、通

常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第 176 条の 8 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1 月に 1 回以上、当該利用者との対面により行うとともに、1 月に 1 回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(サービス利用中に離職する者への支援)

第 176 条の 9 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であって、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(運営規程)

第 176 条の 10 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならぬ。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
 - (5) 通常の事業の実施地域
 - (6) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
-

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第176条の11 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 次条において準用する第20条第1項に規定する提供した指定就労定着支援に係る必要な記録事項

(2) 次条において準用する第30条に規定する市町村への通知に係る記録

(3) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(5) 次条において読み替えて準用する第60条第1項に規定する就労定着支援計画(準用)

第176条の12 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第43条の2、第59条、第60条、第62条及び第68条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第176条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第176条の12において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第176条の12において準用する第22条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第176条の12において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

第13章 自立生活援助

第1節 基本方針

第176条の13 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該

利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 176 条の 14 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、1 以上
 - (2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数
 - ア 利用者の数が 30 以下 1 以上
 - イ 利用者の数が 31 以上 1 に、利用者の数が 30 を超えて 30 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上
- 2 前項第 1 号に規定する地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が 25 又はその端数を増すごとに 1 とする。
- 3 第 1 項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第 1 項に規定する指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第 176 条の 15 第 52 条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第 3 節 設備に関する基準

(準用)

第 176 条の 16 第 176 条の 5 の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第 4 節 運営に関する基準

(実施主体)

第176条の17 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者（法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者をいう。）でなければならない。

（定期的な訪問による支援）

第176条の18 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

（随時の通報による支援等）

第176条の19 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

（準用）

第176条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第43条の2、第59条、第60条、第62条、第68条、第176条の6、第176条の10及び第176条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第176条の20において準用する第176条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第176条の20において準用する次条第1項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

附則第5条中「第193条の6」を「第193条の16」に改める。

附則第9条中「第193条の12」を「第193条の22」に改める。

附則第11条及び第14条中「第193条の6」を「第193条の16」に改める。

附則第15条の見出し中「指定共同生活援助事業所」の次に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、同条第1項及び第2項各号列記以外の部分中「第186条第3項」の次に「及び第193条の8第4項」を、「、指定共同生活援助事業所」の次に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を、「当該指定共同生活援助事業所」の次に「又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改め、同条第3項中「まで」の次に「及び第193条の4第1項第2号イからエまで」を加える。

附則第16条中「第193条の6」を「第193条の16」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(障害福祉課)

富山県条例第22号

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第10条を次のように改める。

第10条 削除

附則第5条中「児童福祉法」の次に「（昭和22年法律第164号）」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(障害福祉課)